平成29年度第1回箱根町景観施策推進会議 次第

日時: 平成29年7月24日(月)

13 時 30 分~14 時 30 分

場所:本庁舎4階 第3会議室

1 あいさつ

2 議題

- (1) 平成28年度の取組みについて
- (2) 平成29年度以降の取組みについて
- (3) 前回会議での申送り事項について
 - ① 町内看板の撤去、集約等について
 - ② 庁内研修会について
- 3 その他

平成 29 年度 第 1 回箱根町景観施策推進会議 会議概要

平成29年7月24日(月) 日時

13 時 30 分から 14 時 30 分まで

場 所 本庁舎4階 第3会議室

出席者

会議構成員:8名 (1名代理出席)

事務局員(都市整備課):大南係長、小柳主事補

議題、会議概要等

事務局のあいさつ及び構成員の自己紹介の後に、次第に添って会議を進行したものである。

(1) 平成 28 年度の取組みについて

前回会議から約1年以上経過しての開催であるため、平成28年度内の取組みについて大きく5つ (1.景観計画・条例の取組見直し 2.フェイスブックページ等による周知 3.協力店認定制度 4. アドバイザー派遣制度 5.芦ノ湖周辺修景検討)に分けて事務局より説明し、意見等の交換を行っ たもの。

- ① フェイスブックページの今後の検討や見直しについて その他の媒体の活用について
 - → 情報提供の場として設けたため、投稿内容の構成について検討していきたい。 写真に特化したインスタグラム等が考えられるため、今後の参考としたい。
- ② 景観まちづくり修景費補助金について、結果的に協力店の認定基準を満たさない修景であっ た場合の対応は
 - → 活用する前に事前相談をしてもらい、不備はないものとしている。
- ③ 協力店認定後、認定を取下げた店舗について返納義務は
 - → 協力店として認定するという目的は達成していることから、義務はないものと考える。
- ④ 貸ボートの処分費補助について不法投棄は見受けられるのか、また、29 年度の実績は
 - → 不法投棄はほとんどないが、持主不明のボートが湖面に係留している。事業者との事前 聞取りの際、閑散期での実施を検討していたことから、現時点で申請はない。

(2) 平成29年度以降の取組みについて

昨年度の取組みや検討を踏まえた今年度以降の取組みについて、大きく6つ(1.景観計画・条例 の相談申請対応 2. 前年度継続事業の検討等 3. 景観まちづくり修景補助制度 4. アドバイザー 派遣制度拡充 5. 芦ノ湖周辺環境整備事業 6. 庁内研修会開催) に分けて事務局より説明したもの。 意見等はなし。

(3) 前回会議での申送り事項について

① 町内看板の撤去、集約等について ② 庁内研修会について

前回会議にて意見が挙がっていた、1. 町内看板の撤去・集約について 2. 庁内研修会について 以上の2点について検討した内容を説明し、意見等を交換したもの。

- ① 屋外広告物について自然公園法の規制が厳しいかと思うが違反しているものはあるか
 - → 目立ったものは見受けられないが、町内出張の際に気になったものは自然公園法を管理 する環境省へ通報している。
- ② 公共サインガイドラインについて、多言語対応等は記載しているか
 - → 情報の簡略化のため、字体や大きさに配慮する旨を記載している。また、ピクトグラム の有効活用が挙げられる。
- ③ 庁内研修会については年内の開催予定であり、「景観とまちづくり」をテーマとする。

平成 29 年度 第 1 回箱根町景観施策推進会議 会議録

議題	(1) 平成28年度の取組みについて
概要	前回会議から約1年以上経過しての開催であるため、平成28年度内の 取組みについて事務局より説明し、意見等の交換を行ったもの。
協議内容	 ① フェイスブックページについて開設から半年以上経過し、フォロワー数が少ないように感じる。ただ、「景観」に特化した内容であるため、見る人を選ぶかとは思う。また、フェイスブックが適正な媒体なのかなど、今後検討や見直しをする予定なのか。(観光課) → まずは情報提供の場を設けることとしてフェイスブックの開設に至った。文章主体の内容よりも、文と写真で構成した内容で掲載すると閲覧数は多いという現状であり、景観を伝えようとすると文量が多くなることから、文と写真の構成は再度検討する必要がある。(事務局) ① - 2 写真を主体とするのであればインスタグラムを開設し更新するのが適切と考えられる。また、各課でも様々なフェイスブックを開設して
	いるが、そちらへ「景観のフェイスブックがある」というPRを依頼してはどうか。違ったフォロワーへ周知しフェイスブック自体をPRすることで閲覧数も増加するのでは。(観光課) → 参考とさせていただきたい。(事務局)
	② 箱根町景観まちづくり修景費補助金交付要綱について、協力店の認定を目指す店舗に対して、認定基準を満たすための修景費への補助とあるが、修景した結果、基準に満たない場合はどうするのか。(上下水道温泉課) → 活用する前に事前相談をしていただき、職員で現地を確認する。どの部分を手直しすることで認定基準を満たせるかを伝え、その
	上で申請をしていただくため、基準に満たないことはないものと 考える。(事務局) ③ 協力店認定後、認定を取下げた店舗については補助金を返納してもら うのか(上下水道温泉課) → 補助の目的は協力店として認定することであることから、一度目
	的を達成しているため、返納義務はないのでは。ただし、修景の みを実施し、認定申請をしないのであれば、話は異なると思う。 (観光課) → お話のとおりである。(事務局)

	To 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10
	④ 貸ボートの処分費補助であるが、景観の観点から進めるということで
	あると思うが、不法投棄等は見受けられるのか。そういったところから
	施行に至ったのか。(財務課)
	→ 箱根出張所の付近など、湖面に係留してあり、明らかに利用され
	ていないボートについて、係留の向きを揃えたり処分することが
	必要ではないか、という観点から検討を進めたもの。湖面上にあ
	るボートについては、基本一箇所にまとまっている印象であり、
	不法投棄ではないが、事業者が所有するボートが湖畔に見受けら
	れる。補助制度については、事業者にとって資産であるものを処
	分するため、その費用を補助するものである。(事務局)
	④ - 2 四半期経過したが、実績はあるか。(観光課)
	→ 従前の聞き取りにより、閑散期に実施する意向であったため、現
	時点で申請はない。これから事業者より、予定等があがるかと思
	うが、本制度は平成29年度限りであるため、活用して頂きたいと
	ころである。(事務局)
議題	(2) 平成 29 年度以降の取組みについて
概要	昨年度の取組みや検討を踏まえた今年度以降の取組みについて、事務局
	より説明したもの。
協議内容	意見等なし
議題	(3) 前回会議での申送り事項について
可我人还	① 町内看板の撤去、集約等について
概要	前回会議にて意見が挙がっていた2点について検討した内容を説明し、
	意見等を交換したもの。
	① 自然公園法の規制が厳しいかと思うが、違反等は見受けられるか。(上
	下水道温泉課)
	→ 自然公園法を管理する環境省から、違反に関する情報はこの数年
	で伺っていない。町内出張の際、色彩や設置本数を満たしている
	か疑義が生じる店舗等については町から環境省へ通報している。
	(事務局)
協議内容	 ② 公共サインガイドラインについては、色彩や字体・フォントサイズに
	考慮するものかと思うが、3か国語以上の内容については触れている
	か。2020年のオリンピック開催を控え、観光の面でも看板等の多言語化
	・・・ル・・・ハハ・ハー・アンスト・ス・ス・ス・ス・カリアは、オース・、海が、カンノカリー、ギンターが、デザンスターには、ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・
	が必要となると思う。(観光課)
	が必要となると思う。(観光課) → なるべく情報を簡略化させる意味合いもあるため、見やすさやわ
	が必要となると思う。(観光課)

	考える。(事務局)
	○ この件については、再度資料をまとめ、各課へ意見照会をさせていただきたい。その上で、考え方や基準をご提示できればと考える。(事務局)
議題	(3) -② 庁内研修会について
協議	意見等なし